

市原市内文書

古文書研究会解読雑件

- ① 川在・森野宗久 宝永5年「富士噴火事不作」
- ② 市川本磨 制音次作宛「時かた「レハ」伊藤達内作」
- ③ " 「五大力船 克、換レ運」明治39年
- ④ " 太政官金一分札

平成31年2月

市原の古文書研究会

宝永5年(1708)川在・森野家文書
富士山噴火等による不作につき見分願い(担当||佐野 彪)

恐れながら書付をもって御訴訟申し候御事

上総国市原郡の内

酒井大学知行所川在村百八十四石

小栗平吉知行所同村百八石

水野左門知行所荒(新)巻村二百二十石

市岡五左衛門知行所大け(桶)村四百石

惣合九百十二石

一、去る冬砂降り、先月閏月、当春たびたび大風吹き申し候ゆえ、
麦作に

風当り麦一切ござなく候、これにより四月より秋中までの
扶持方ござなく、作等仕付けがたく迷惑仕り候御事

一、六年以前未の年地震以来出水不足仕り

右の村々濁水におよび年々不作仕り、御年貢等滞り

難義仕り候御事

一、近年猪鹿多くまかり成り、作毛荒し迷惑仕り候、これにより

段々百姓共困窮仕り飢命におよび申し候、願いは

御見分仰せ付け成され下し置かれ候わば、ありがたく

存じ奉るべく候御事

川在村 八郎衛門

同村 庄衛門

宝永五子の年閏正月

荒巻村 久左衛門

大け村 忠兵衛

(宛先無記)

恐れ御書付を以て御訴訟申候御事

上総国市原郡の内

八

酒井大学知行所川在村百四拾四石

小栗平吉知行所同村百八石

水野左門知行所荒(新)巻村貳百廿石

市岡五左衛門知行所大(桶)村四百石

惣合九百拾貳石

一 去冬砂降り、先月壬(閏)月、当春度々大風吹き申し候、麦作に

風当り麦一切御座無候、これに依り四月より秋中迄の

扶持方御座無候、作等仕付け難く迷惑仕り候事

一 六年以前未の年地震以来出水、御仕り

右の村々漏水に及び年々不作仕り、御年貢等滞り

難儀仕り候事

一 近年猪鹿多く御成、作毛荒し迷惑仕り候、これに依り

段々百姓共困窮仕り飢命に及び申し候、願は

御見分仰付けされ下置かれ候わば、御書

存じ奉るべく候御事

川在村

八郎衛門

同村

庄衛門

荒(新)巻村

久左衛門

吉之丞

大(桶)村

忠兵衛

◎本資料の解説

宝永五年(一七〇八)川在、森野哲夫家文書

平成二十年代中頃、古文書を勉強している仲間三人で、森野家文書を拝見した事がある。蔵の中に所蔵されていた約千点程ある中の一点である。

災害が続き村々が困窮している惨状を、領主に訴えて御見分を願う訴訟文の写しである。災害の内容が具体的に書かれている。

ある。去る冬砂降り、宝永四年(一七〇七)富士山(宝永山)が噴火して灰を降らした。これにより畑作に大きな被害を与えられた。

六年以前未の年地震、元禄十六年(一七〇三)の大地震のこと。マグニチュード七・九、八・九の大きな地震で各地に甚大な被害を及ぼした。

猪や鹿が多く、作物を荒らされ困っている。これは、現在の農村の課題に重ね

二月
新巻
村
御書

当時における川在、新巻、大桶各村の実情を理解する上に貴重な資料である。

なお、元禄地震の影響により「漏水に及んだ」と言われるが、関東大震災の際にも水不足になった事が用水記念碑からも読み取れる。

①白老用水碑(夕木台の路傍)

「戸面耕地整理組合開鑿碑」(昭和三十年十二月建立)

「地区の経済は、年と共に回復し関係者の喜び一入なるも、大正十二年九月一日の関東大震災来襲に逢い唯一の水源川は、一朝にして涸渇し又々旱田と化せり」

②朝生原用水碑(朝生原神社境内)

「記念碑」(昭和三十三年六月建立)

「竣工した、時あたかも農村不況に遭遇し、企業費の補償も容易でなく、加えて大正十二年関東大震災に依り水源は涸れ且毎年雨量少く旱害の悲惨農民の苦悩は甚大で言語に絶した」

③月崎用水碑(月崎公民館隣接地)

「揚水記念碑」(昭和四十一年十一月建立)

「開田せる十町歩は爾来山村の穀倉として民生を潤し来たり、然に大正十二年九月の大震災は唯一の水源を一朝にして枯渇せしめ殆どを旱田化し農民は再び疲弊に陥り殊に終戦後の食料窮乏の惨状は見るに忍びざるものあり」

以上は用水記念碑が伝える関東大震災がもたらした水源枯渇の惨状である。時間をかけて調査した碑文は、拙書「ふるさと小さな歴史」に全文を他の碑文も含めて掲載している。

正徳五年八月十日

上徳王右大臣

臣等奉命出使

于彼國

見其風俗

甚為可異

其俗

一云其俗

一云其俗

一云其俗

其俗

一云其俗

其俗

其俗

其俗

明治三十九年(1906) 八幡・市川文書AAA1517、8
五大力船売渡し証文(担当 奥田宏之)

(上袋 古新聞裏紙)

明治三十九年十月十八日

五井川岸

一、五大力船売渡し証 代金二百十円

中西梅吉

(本文)

船舶売渡し証文

(2 銭収入印紙) (印)

一、日本形五大力船舟積み石七十一石

ただし一艘の諸道具一式付き

この売渡し代金二百十円なり

右の船舶前記売渡し代金二百十円なり

正に受け取り、売渡し申すところ実正なり、なおしからは

以後該船にかかる諸税等は貴殿において

御上納相成りたく候、もつとも前記の船舶に

ついては他より毫(すこし)も故障等一切これなく候、

後日のため売渡し証よつてくだんのごとし。

市原郡五井町宇川岸

明治三十九年十月十七日 六千六百六十四番地

売渡し人 中西梅吉(印)

同郡八幡町八幡

市川石三殿



船船賣渡證

一果形五方船積石七拾老石

但老艘諸道具貳附

此賣渡代金貳百拾四也

右之船船前記賣渡代金貳百拾四也

正受取賣渡日處實之也

以反誤船係諸稅等賣渡於

未上納相成度賣右前記船船

就他日事故障等切受之矣

為賣渡記以此

市堂郡弄町字川原

明治辛酉年傳十七日

賣渡人中西梅吉

口那八幡町八幡

市川石三殿

AAA-15-7

AAA-15-8

AAA-15-7

東京株式會社 東京株式會社

東京株式會社

電氣鐵道株 五十兩拂込
 十一兩九十錢圓〇
 十二兩十錢圓五十錢
 電氣新株 四十兩拂込
 十一兩七十五錢圓七十錢
 十二兩廿五錢圓廿五錢
 電氣鐵道株 五十兩拂込
 八兩七兩二十錢
 十八兩卅錢圓九十五錢
 株 廿五兩拂込
 十二兩六十錢圓七十五錢
 十三兩七十錢圓二十錢
 電氣鐵道 五十兩拂込
 十六兩卅錢圓五十五錢
 不申
 十七兩卅錢圓六十五錢
 株 五十兩拂込
 十四兩卅錢圓百卅卅五錢
 十一兩卅錢圓一卅三十錢
 十二兩三十錢圓四十錢
 株 當廿廿五兩
 先卅圓拂込
 不申
 十三兩七十五錢圓六十錢
 迎運新株 十二兩半拂込
 月限出來不申
 三兩也圓二兩九十五錢
 渠株 五十兩拂込
 十四兩五十錢圓四兩也
 十四兩也圓三兩八十錢
 十四兩五十五錢圓卅五錢
 興業銀行株 卅五兩拂込
 七兩三十錢圓〇
 七兩三十錢圓七兩廿錢
 七兩六十錢圓六十錢
 炭普通株 五十兩拂込
 月限出來不申
 十二兩也圓三兩也
 株 五十兩拂込
 不申
 〇五兩三十錢圓九十錢
 瓦斯新株 十七兩半拂込
 不申
 六兩六十四兩三十錢
 六兩六十五兩五十錢
 電燈株 五十兩拂込
 〇百〇二兩也
 〇二兩六十錢圓八十錢
 〇三兩三十錢圓五十錢
 電燈新 二十兩拂込
 不申
 〇七兩一十四兩九十錢
 七兩二十兩五十錢圓六十錢
 製紙株 五十兩拂込
 不申
 六兩八十四兩八十錢圓八十錢
 六兩八十四兩八十錢圓八十錢
 道製麻株 五十兩拂込
 六兩八十四兩八十錢圓六十錢
 〇六兩六十五兩六十五錢
 六兩六十七兩六十五錢
 紡績株 五十兩拂込
 不申
 〇百〇二兩六十錢
 〇三兩四十錢圓五十錢

鐘淵紡績株 五十兩拂込
 △七月限百卅一兩也圓一兩五十錢
 △八月限百卅一兩七十錢圓二兩五十五錢
 〇九月限百卅三兩六十錢圓四兩也
 〇東京製紙株 五十兩拂込
 △七月限〇八月限出來不申
 〇九月限六十八兩九十五錢圓九兩五錢
 〇大日本麥酒 五十兩拂込
 〇七月限〇八月限出來不申
 〇九月限百廿三兩四十五錢圓三兩五錢
 〇同麥酒二種株 三十兩拂込
 〇七月限〇八月限出來不申
 〇九月限九十三兩九十五錢圓十錢
 〇同麥酒二種株 十二兩半拂込
 〇七月限〇八月限出來不申
 〇九月限七十五兩二十錢圓八十錢
 〇日本精製糖株 五十兩拂込
 〇七月限百卅八兩八十錢圓七十錢
 〇八月限百卅七兩七十錢圓〇
 〇九月限百卅一兩九十五錢圓九十五錢
 〇日本精製糖新 廿五兩拂込
 〇七月限〇八月限七十六兩八十五錢
 〇八月限七十七兩八十錢圓七兩也
 〇九月限七十八兩四十錢圓七兩九錢
 〇東京人造肥料株 五十兩拂込
 〇九月限百十八兩五十錢圓〇
 〇品川白煉瓦株 五十兩拂込
 〇九月限百十九兩九十五錢圓廿四也
 〇寶田石油株 五十兩拂込
 〇七月限〇八月限出來不申
 〇九月限百廿四兩九十五錢圓〇
 〇東京商品株 卅五兩拂込
 △七月限〇八月限出來不申
 〇九月限五十二兩二十錢圓四兩也
 〇東京株式株 五十兩拂込
 〇七月限百二十三兩二十錢圓二百一十四兩也
 〇八月限百二十三兩二十錢圓二百一十四兩也
 〇九月限百二十四兩四十錢圓二百一十四兩也
 〇直取引相對賣買
 〇日本郵船株百〇九兩九十錢五錢八
 十五錢九十錢八十錢五錢八十錢七十
 六十五錢五十五錢六十錢七十錢六十
 十五錢五十五錢六十錢七十錢七十錢
 五錢八十五錢九十錢五錢十也五錢
 十錢十也五錢十也十錢廿錢五錢四
 十錢卅錢十五錢卅錢廿五錢卅錢廿五
 錢廿錢十五錢卅錢廿五錢卅錢廿五
 五錢五錢五錢四十五錢五錢四
 十五錢卅錢廿錢四十五錢四十五錢卅
 廿錢四十五錢五十五錢七十錢五錢七
 十錢六十五錢六十錢五十五錢六十錢
 五十錢五錢六十錢五十五錢五錢四
 十五錢五錢四十五錢四十五錢五錢四
 六十錢五錢七十錢六十五錢五錢五錢
 八十錢七十五錢四十五錢四十五錢卅錢
 (未完)

明治35年(1902)ほか八幡・市川文書(未整理はがき)
市川吉次郎あて醤油醸造関連はがき6点

①(1銭5厘郵便はがき) 明治35年12月24日

市原郡八幡町八幡、醤油製造業、市川吉次郎殿

千葉税務署、内山税務属

査定精査結果、35年仕込み3、4、5号

②(1銭5厘郵便はがき) 明治37年6月18日

市原郡八幡町八幡、市川吉次郎殿

千葉市原両郡醤油醸造業組合

本組合役員選挙結果、組合長柴田仁兵衛、副長鈴木卓爾、評議員

小川倉吉ほか

③(1銭5厘郵便はがき) 明治41年3月21日

千葉県市原郡八幡町1037市川吉次郎殿

赤穂塩務局

38年10月売渡しに係る特別定価塩に対する所轄税務署よりの塩使用済み証明書の提出について

④(1銭5厘郵便はがき) 明治41年12月20日

市原郡八幡町八幡、市川吉次郎殿

組合長柴田仁兵衛

臨時総会において税務署届出の桶類時価協議結果

⑤(1銭5厘郵便はがき) 大正5年2月18日

市原郡八幡町市川吉次郎殿

千葉町千葉、組合長柴田仁兵衛

所管税務署より通牒の通知。醤油、諸味査定後の混和は増量的仕込みとして査定するなど

⑥(1銭5厘郵便はがき) 大正5年3月18日

市原郡八幡町市川吉次郎殿

千葉市原両郡醤油醸造組合長柴田仁兵衛

税務署より通知あり了承なられたく。生揚より生ずる滓に限り混和精成なすも妨げなし、その受払を帳簿に詳記するよう

きかは便郵

市原郡八幡町八幡

市川吉次郎殿



造製局刷印 行設省信通

きかは便郵

千葉縣市原郡八幡町
一〇三七
市川吉次郎殿

赤穂塩務局



きかは便郵

市原郡八幡町八幡
市川吉次郎殿

千葉縣市原郡八幡町
市原



きかは便郵

市原郡八幡町八幡
醬油製造業
市川吉次郎殿

千葉縣務署
市原稅務局



造製局刷印

きかは便郵



市原郡八幡町

市川吉次郎

吸

Handwritten vertical text, possibly a name or address.

Handwritten vertical text, possibly a name or address.

Handwritten text, possibly a name or address.

行發省信遠

造製局刷印

きかは便郵



市原郡八幡町
市川吉次郎

造製局刷印

行發省信遠

拜啓陳者今回稅務署ヨリ左記通知有之候間御了承相成度候

一生揚ヨリ生スル滓ニ限リ混和製成ヲ爲スモ妨ナキ旨今回其筋ヨリ通牒有之候就テハ其ノ滓ノ受拂並ニ混和製成ノ事實ヲ相當帳簿ニ詳記相成様右及通知候也

千市醬油釀造組合長

大正五年三月

日

柴田仁兵衛

拜啓餘寒難堪候處彌々御健勝之段奉賀候陳者所轄稅務署ヨリ左記通通牒有之候間此段御通知告申上候也

一醬油諸味査定後ニ於テ其ノ諸味ニ鹽、水、甘粥、麴、酒粉、等ヲ混和スルハ一種ノ増量の仕込ト認メラレルヲ以テ混和後（混和後經過日數ノ長短ヲ論セス）ノ總量ニ就キ査定ス

二査定濟諸味ニ製成醬油（滓）又ハ醬油粕（自製タルト移入タルトヲ問ハズ）ヲ混和シタル場合ハ其總量ニ就キ査定ス

三番諸味（醬油粕ニ鹽及水ヲ混和シタルモノ）ニ査定濟諸味ヲ混和シタル場合ハ勿論製成醬油（滓）ヲ混和シタル場合ト雖モ其總量ニ就キ査定ス終リ

千葉町千葉

大正五年二月

日

組合長 柴田仁兵衛

ウィキペディア

太政官札

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

太政官札（だじょうかんさつ）は、明治政府によって慶応4年5月から明治2年5月まで発行された政府紙幣（不換紙幣）。金札とも呼ばれた。日本初の全国通用紙幣^[1]である。通貨単位は江戸時代に引き続いて両、分、朱のままであった。**1879年**（**明治12年**）11月までに新紙幣や公債証券と交換、回収されるまで流通した。

目次

- 概要
- 種類
- 流通状況
- 回収・交換状況
- 参考文献
- 脚注
- 関連項目
- 外部リンク

概要

明治政府は戊辰戦争に多額の費用を要し、殖産興業の資金が不足したので、参与兼会計事務掛三岡八郎（のちの由利公正）の建議によって慶応4年5月15日（**1868年7月4日**）の布告により、「通用期限は13年間」との期限を決めて太政官札を発行した。総額4,897万3,973両1分3朱製造されたが、実際に発行されたのは4,800万両であり、97万3,973両1分3朱は発行させずに焼却した。

当初、国民は紙幣に不慣れであったこと、また政府の信用が強固では無かった為、流通は困難をきわめ、太政官札100両を以て金貨40両に交換するほどであった。このため政府は、太政官札を額面以下で正貨と交換することを禁止したり、租税および諸上納に太政官札を使うように命じたり、諸藩に石高貸付を命じるなどの方法を講じた。これらの政策や二分金の買物が多かった事などから、信用が増加したために流通するようになったが、今度は太政官札の偽札が流通し始め、真贋の区別が難しくなったため、流通は再び滞るようになった。

政府は明治2年5月28日の布告で、太政官札の発行を3,250万両に限定し、さらに通用期限を5年間に短縮し、もし期限にいたって交換未済のものがあるときはこれに対し1年で6%の利子を交付することを約束した。

政府は1871年（**明治4年**）、新貨条例を制定した。通貨単位を「両」から「圓（円）」に切り替えて本位貨幣を金貨とし、金本位制度を採用することにした。その際に旧1両を新1円とする事を定めている。

政府は1872年（**明治5年**）8月、1873年（**明治6年**）3月・7月の布告により、金札交換公債証券（記名證書、1,000円、500円、100円、50円の4種。利札證書、500円、100円、50円の3種）に換えて回収する方針をとったが、これによって公債証券に換えられたのはごくわずかで、大部分は新紙幣である明治通宝との交換であった。

種類

太政官札の額面と金額は次の通りである。



太政官札(金一両札、慶応4年発行)



額面	金額
10両札	2,033万2,890両
5両札	596万9,685両
1両札	1,548万5,798両
1分札	516万1,296両1分
1朱札	105万330両3分

徳林相島

18,000.~

9000.~

3500.~

3500.~

流通状況

明治10年末にいたるまでの流通高は次の通りである（単位 円）。

年	金額(円)
明治元年12月	24,037,389
明治2年12月	48,000,000
明治3年12月	48,000,000
明治4年12月	48,000,000
明治5年12月	43,251,058
明治6年12月	36,863,722
明治7年12月	26,573,507
明治8年12月	5,147,916
明治9年12月	3,095,921
明治10年12月	3,070,145

回収・交換状況

太政官札の回収と交換の状況は次の通りである（単位 円）。

- 発行総額 48,000,000
- 回収交換
 - 新紙幣と交換高 45,861,595
 - 金札引換公債證書と交換高 2,052,745
 - 没収および散逸 285,659
 - 合計 48,000,000

参考文献

- 大蔵省編『貨幣考要』、東洋経済新報社『明治財政史綱』

脚注

- ↑ 収蔵品ギャラリー→太政官札(だじょうかんさつ) (http://www.npb.go.jp/ja/museum/gallery/gallery_04.html) (お札と切手の博物館サイト)

関連項目

- 新貨条例
- 民部省札
- 福岡藩 (太政官札を偽造、流通させる事件を起こした)